

「都道府県の公共調達改革に関する指針」(緊急報告)に基づく 都道府県実施状況調査結果について

平成 19 年 6 月 13 日
公共調達に関する P T

1 取組状況全般

コンプライアンスに関する取組については、指針を取りまとめる前から 4 5 の都道府県が着手している。

また、指針取りまとめ後平成 19 年 4 月までにコンプライアンス以外の主要 5 項目(総合評価以外)のいずれかに着手した都道府県は 23(49%)であり、平成 19 年度中に取り組む予定の都道府県を含めると 40(85%)の都道府県が指針後何らかの取組を開始することになる。

さらに、指針取りまとめ前から既に何らかの取組を開始していた都道府県を合わせると平成 19 年度までに 44(94%)の都道府県が何らかの公共調達改革に着手することになる。

2 個別項目

4 月に実施した項目ごとの実施状況調査では以下のような状況が明らかとなった。

(1) コンプライアンスの徹底

コンプライアンスの徹底については、指針取りまとめ前から職員の倫理規定を定めるなど何らかの取組を実施している都道府県がほとんど(45 都道府県)であった。

(2) 内部通報制度の整備

内部通報制度については、指針前から外部に通報受付窓口を設置した都道府県が 9 あり、指針後に 6 が加わった。さらに今後 15 都道府県が取り組む予定としている。

(3) 職員の再就職制限

職員の再就職制限については、指針取りまとめ前から指針記載どおりに再就職制限を行っていた都道府県は 7 あったが、4 月までに同様の措置を講じたのは 4 都道府県にとどまっている。

(4) 一般競争入札の拡大

一般競争入札の拡大については、3つの都道府県が指針前から一千万円以上の工事に一般競争入札を全面導入しており、指針後に4都道府県が導入している。さらに、今後24都道府県が導入を予定している。

(5) 総合評価方式の充実

総合評価方式の拡充については、平成18年度から平成19年度にかけて、101件以上の実施県数が、5県から20県に増加するとともに、51件以上100件未満の実施県数が、4県から11県に増加している。

(6) 電子入札の拡大

電子入札の拡大については指針前から全面導入していた都道府県が10あり、指針後に14が加わった。さらに今後22都道府県が取り組む予定としている。

(7) ペナルティの強化

ペナルティの強化については、「入札参加停止期間を12月以上とすること」「違約金特約の額を契約額の20%以上とすること」「談合情報を警察に対して積極的に提供すること」の3つの項目を指針前に全て実施していた都道府県は5であったが、指針後には10都道府県が実施した。

3 各都道府県における今後の取組の在り方について

(アドバイザーからのご意見等を記入)